「舞台芸術公募プログラム」に係るＱ＆Ａ

④共催の内容について

○申請した作品を、他で公演することに制限はあるのか。

→制限はございません。（選考結果に関わらず）

ただし、他の会場、および愛知芸術文化センター各ホール・名古屋市芸術創造センターであっても本事業期間外に公演される場合は、会場使用料等は実施団体のご負担となりますのでご了承ください。

○舞台の技術スタッフは、実施団体が手配しなければならないのか。

→公演の内容によりますが、通常使用の範囲ならば、劇場付きのスタッフで実施できます。ただし、その作業内容を越えた技術料については、実施団体でご負担いただくこととなります。劇場付きスタッフとの別途契約でも、別業者との契約でもかまいません。

作業内容の詳細につきましては、公演実施が決定した後、個別に劇場付きスタッフと調整してください。

○附属設備の使用料は、どこまで実行委員会が負担するのか。

→愛知芸術文化センター・名古屋市芸術創造センターの利用の手引きに記載されている附属設備使用料は全て対象となります。（利用の手引きは、各ホールの Web サイトからご確認いただけます）ただし、附属設備の使用は必要最小限でお願いいたします。

手引きに記載されていない設備につきましては、実施団体にて別途手配してください。

○ＣＤ・グッズなどの販売に制限はあるのか。

→制限を設けることはいたしませんが、愛知芸術文化センター及び名古屋市芸術創造センターの利用に関する規則の範囲内でお願いいたします。

○チケットの販売は実行委員会で行うのか。

→実行委員会で、個々の公演のチケットは販売いたしません。販路の確保も含めて、実施団体にて販売していただきます。

○チラシは実施団体でも作成するのか。

→実行委員会としては、プログラム全体のチラシを作成いたします。それぞれの公演につきましては、必要に応じて実施団体にて作成いただきます。

全体チラシの作成以外に実行委員会が実施する広報は、公式 Web サイト、ツイッター・フェイスブックなどの SNS、公式ガイドブックへの掲載等を予定しております。

〇本プログラムの公演をツアーとして他会場でも実施する場合、本事業の公演である旨をチラシ等に明記する必要があるか。

→ツアー全体のチラシを作成する場合、本事業該当公演部分には『共催事業』である旨を明記していただきます。その他の公演につきましては、公演実施が決定した後に、実施団体の意向、企画意図などを確認し、改めて検討させていただきます。